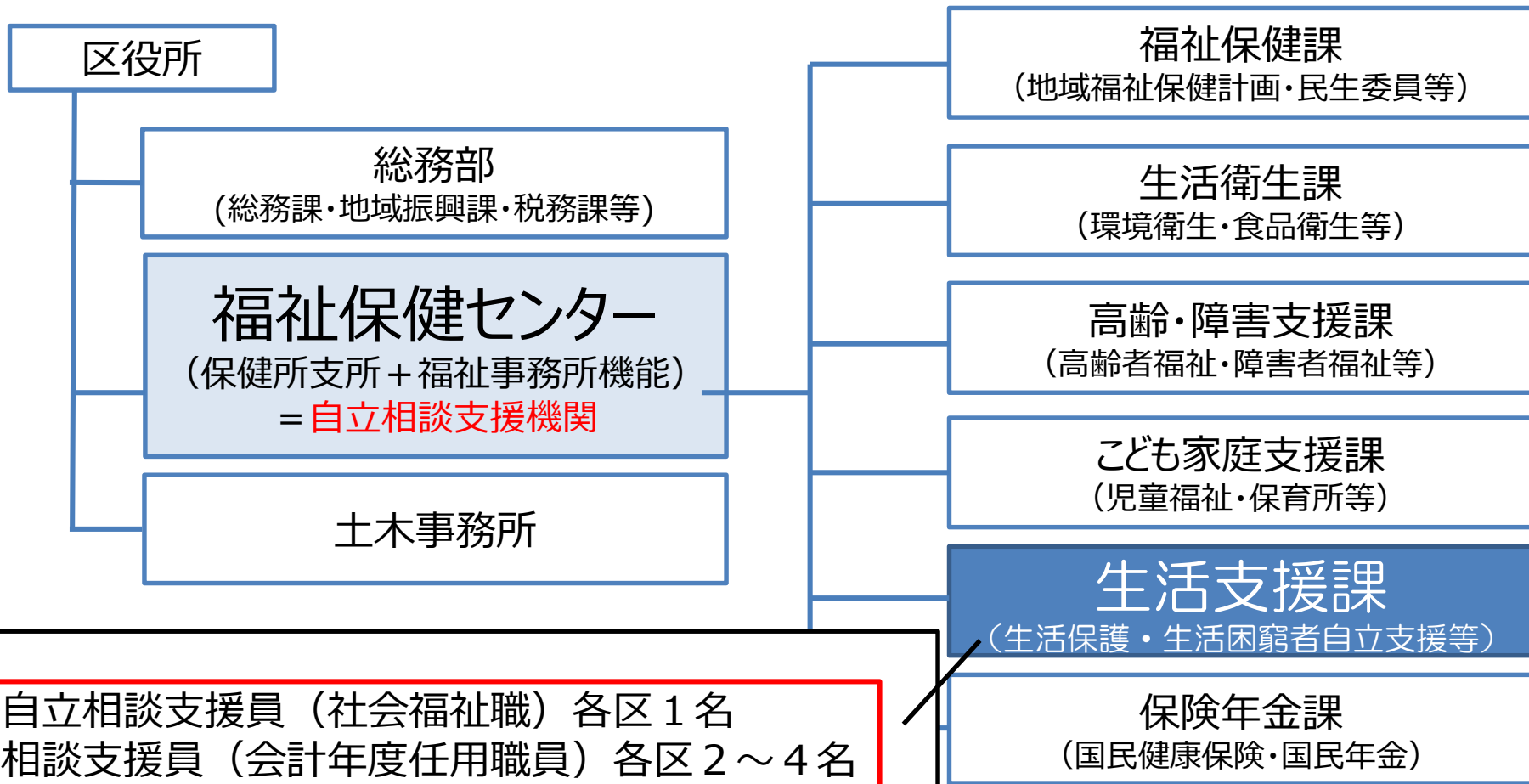




横浜市の生活困窮者自立支援制度 の現状と庁内連携について

令和4年7月12日

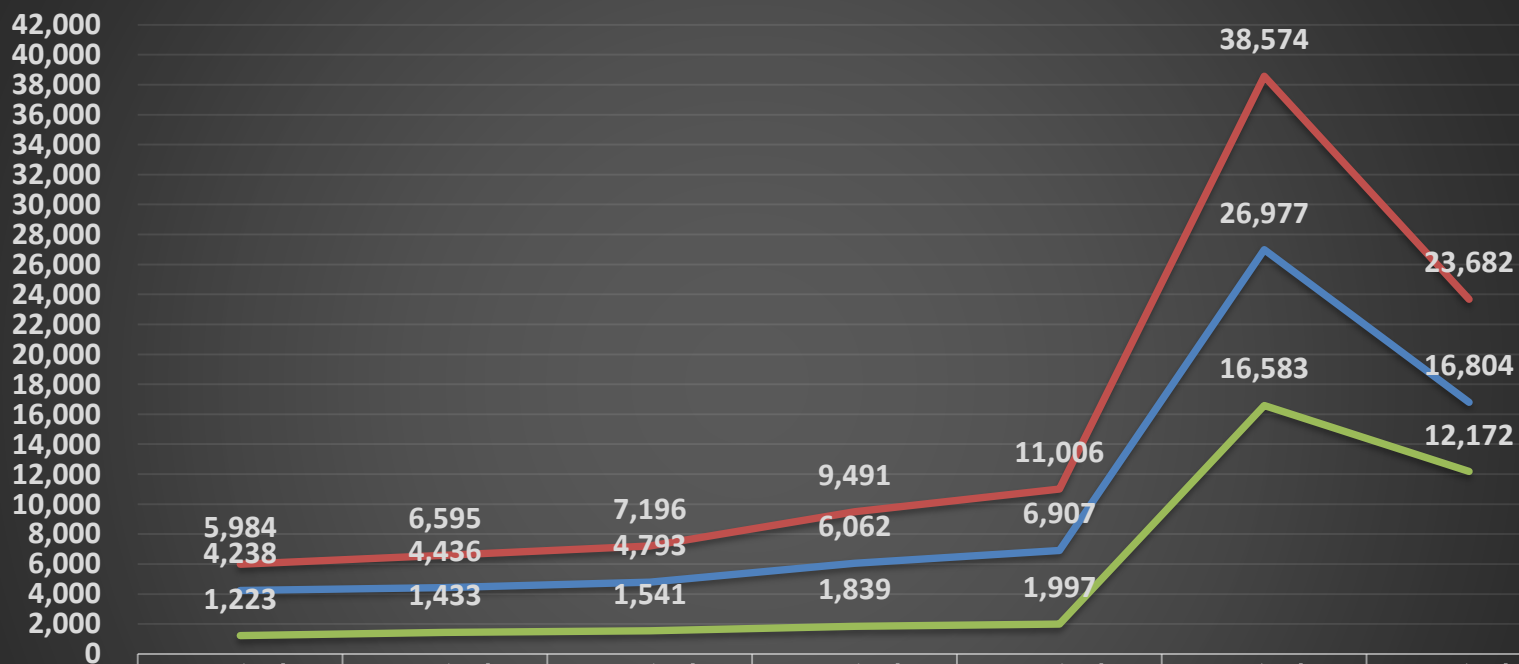
横浜市の現状と庁内連携について



主任自立相談支援員（社会福祉職）各区 1 名
 自立相談支援員（会計年度任用職員）各区 2 ～ 4 名
 担当係長（地区担当・面接業務兼）各区 1 名
 兼務係長（2 区兼務）9 名

新規・延べ相談件数、利用申込者数（H27～R 3）

横浜市



	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
新規	4,238	4,436	4,793	6,062	6,907	26,977	16,804
延べ数	5,984	6,595	7,196	9,491	11,006	38,574	23,682
利用申込	1,223	1,433	1,541	1,839	1,997	16,583	12,172

庁内連携の取組

公租公課部門との連携について

＜庁内連携の主な連携先としての税務課・保険年金課＞

○個別支援の協力者として

手段は違えども、
自立・安定した生活
を送ってほしい！

(例) 完納見込みのない滞納分の見極め、
介護サービス給付制限の解除、等

生活困窮者自立支援制度が始まった平成27年度から



「庁内連携マニュアル」を作成・運用！

一部改訂
しました！

Ver.4…令和2年4月

生活困窮者自立支援制度

庁内連携マニュアル

(税・保険年金部門)

Ver. 4
令和2年4月

健康福祉局生活支援課

庁内連携の取組

公租公課部門との連携について

■ 庁内連携マニュアルについて 内容は？

- 1 はじめに ～庁内連携の重要性について～
- 2 税務課・保険年金課との庁内連携における基本的な考え方について
- 3 本制度利用者の滞納処分等の執行停止等緩和措置の考え方
- 4 税務課・保険年金課が本制度へつなぐ対象者のイメージ像
- 5 制度利用者の個人情報共有の範囲について
- 6 情報共有の手順について

- ・生活困窮者自立支援制度 庁内連携 窓口運用フロー[税務課/保険年金課]

[要綱・様式]

- ・横浜市生活困窮者自立支援における区関係課の連携及び情報共有に関する事務取扱要綱
- ・市税及び国民健康保険料等情報の取扱いに関する同意書（様式第1号） ほか

[参考]

- ・税務情報の閲覧請求の取扱いについて
- ・生活困窮者対策等における税務情報の活用について

庁内連携の取組

公租公課部門との連携について

■ 庁内連携で目指すこと

入口を閉じることは出口を閉じることになり
入口を開くことは出口を開くことになる

○ 連携のための取組スタンス

両課の現場職員がお互いを知る

→それぞれの業務の根拠や目的を知る、良い支援例を知る

連携する

→具体的な連携手法の協議、ツールの開発

生活困窮者支援により滞納の裏側にある様々な背景を聞き出し、それを解決していくことで、滞納解消に繋げる。

庁内連携の取組

公租公課部門との連携について

■ 庁内連携での取組例

◆ 朝礼等様々な機会を捉えた制度説明や研修の実施

◆ 定期的な意見交換の実施、情報共有や課題検討

◆ 納付相談に来た方をスムーズに生活支援課につなぐための「連絡票」等の作成やフィードバックの仕組づくり

◆ 徴収部門職員向け、生活支援課職員向けの研修の実施

◆ 3課（税務課・保険年金課・生活支援課）の合同研修

など

庁内連携の取組

公租公課部門との連携について

区での取組例

■ 庁内連携での取組例



庁内連携研修



▲ 緑区でのミニ研修

ジョブスポット（ハローワークの出先機関）見学会


連絡票	<input type="checkbox"/> 研修課	<input type="checkbox"/> 生活支援課	南区生活支援課生活支援係 5階01番 045-341-1206
	<input type="checkbox"/> 福祉課	<input type="checkbox"/> 生活支援課	
年 月 日 ()	研修課	研修生名簿	
氏名	研修生名簿	研修生名簿	(印欄)
本日の研修の理由(お預りの点) ご本人の件 ・ ご家族の件 その他 研修生名簿に記入してください			
生活保護	生活保護の説明をお願いします		
福祉・年金	福祉・年金について説明をお願いします		
住居探し	住居の探し方について説明をお願いします		
家族	家族が私生活について説明をお願いします		
その他	その他について説明をお願いします		
研修生名簿	研修生名簿	研修生名簿	研修生名簿
<input type="checkbox"/> 研修・研修生の研修・研修生生活支援課まで研修のことをご連絡ください。 <input type="checkbox"/> 生活支援課生活支援係の研修で、研修生生活支援係まで研修のことをご連絡ください。 <input type="checkbox"/> 研修生生活支援係の研修で、研修生生活支援係まで研修のことをご連絡ください。			
研修生生活支援係		研修生生活支援係	
研修生生活支援係		研修生生活支援係	

生活支援課相談窓口案内カード			
案内日	平成 年 月 日	案内した職員	() 課
フリガナ		生 年 月 日	
相談者氏名		S・H 年 月 日	
状況 (該当項目にチェック 複数可)			
<input type="checkbox"/> 仕事がない。 <input type="checkbox"/> 保険料・税金・光熱水費を滞納しているが、払うめがない。 <input type="checkbox"/> 負債が多くて返済のめがない。 <input type="checkbox"/> こども・親のごとで悩みがある。 <input type="checkbox"/> アパートを追い出されそう。 <input type="checkbox"/> その他()			
備考			

▲ 窓口案内カード (鶴見区)

◀ 連絡票 (南区)

横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針



横浜市生活困窮者
自立支援制度
業務推進指針

横浜市健康福祉局生活支援課

生活困窮者の自立支援に関わる支援者に向けて、国の動向や横浜市におけるこれまでの取組経過を踏まえ、生活困窮者支援の基本的な考え方を示すことを目的

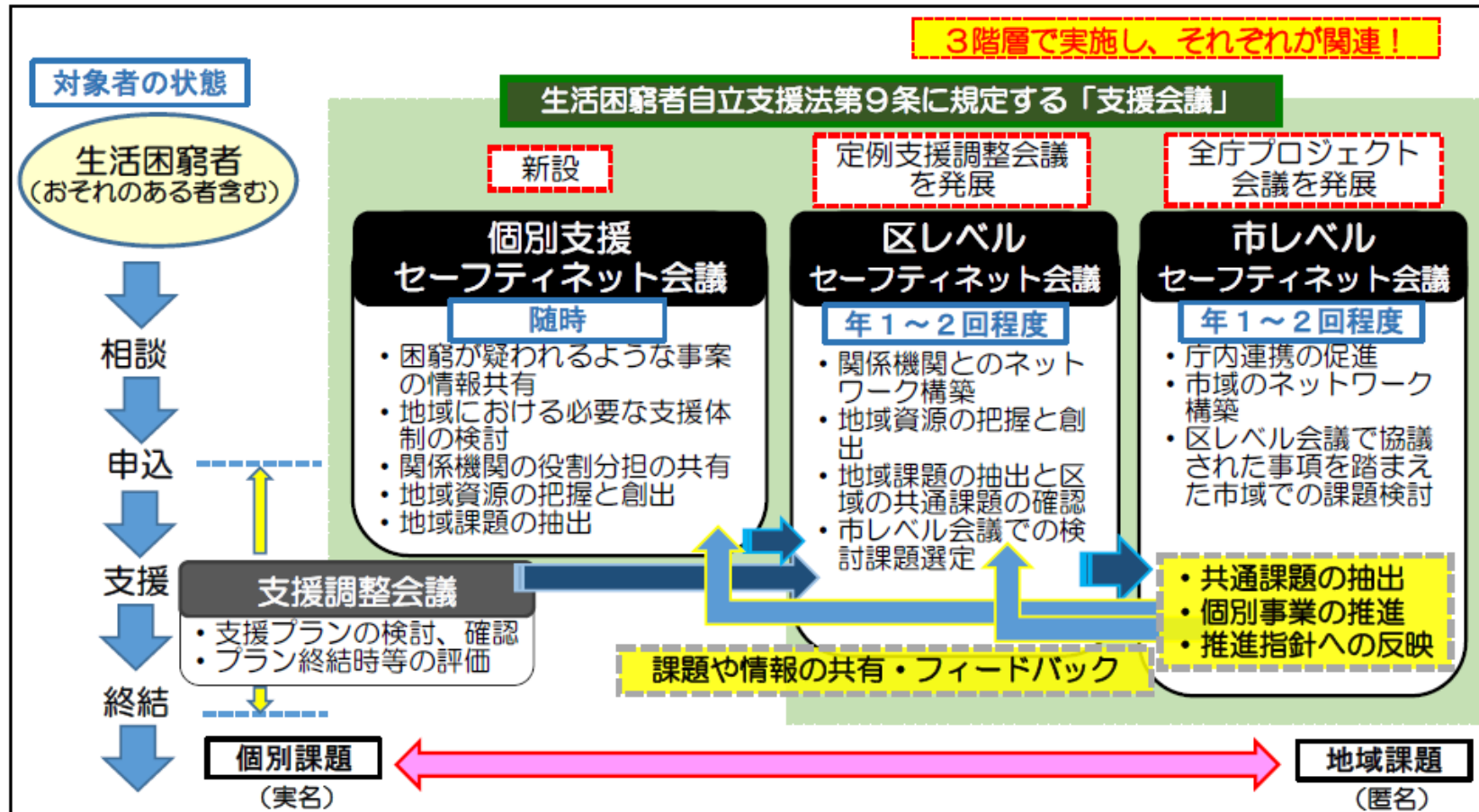


平成30年度に策定！

令和元年度から活用開始！
ホームページへ掲載

関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

横浜市生活困窮者セーフティネット会議



関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

横浜市生活困窮者セーフティネット会議

▼本体版

◆実績報告について

「個別支援セーフティネット会議」と「区レベルセーフティネット会議」の実績については、次のとおり、報告期限、報告様式等を定めていますので、個人情報の取り扱い等に留意して作成・報告をお願いします。

会議名	報告期限	提出するもの	提出先
個別支援セーフティネット会議	・四半期報告 各年度の3月 (4~6月、7~9月、 10~12月、1~3月) の翌月末日	・個別支援 セーフティネット会議 実施報告書 (巻末資料1~1参照)	
区レベルセーフティネット会議	・半期報告 各年度半期(4~6月、 10~3月)の翌月末日	・区レベルセーフティ ネット会議実施報告書 (巻末資料1~2参照) (報告分、請求書による 代用可也) ・区レベルセーフティ ネット会議実施共有シート (巻末資料1~3参照)	健康福祉局 生活支援課

＜個別支援セーフティネット会議の報告の流れ＞

日報給付外内通調会議 → 個別支援セーフティネット会議実施報告書 → 健康福祉局生活支援課へ

＜区レベルセーフティネット会議の報告の流れ＞

区レベルセーフティネット会議実施報告書 → 健康福祉局生活支援課へ

横浜市健康福祉局生活支援課 <令和元9月発行>
TEL: 045-671-2429 FAX: 045-664-0403
email: kf-wakatsushin@city.yokohama.jp

横浜市生活困窮者セーフティネット会議 実施の手引き 概要版

区役所担当者用

◆横浜市生活困窮者セーフティネット会議とは？

生活困窮者自立支援制度は平成30年10月に初めての改正が行われましたが、この中で「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」が掲げられ、その一つとして「関係機関間の情報共有を行う会議体の設置」が定められました。

横浜市では、この支援会議を「横浜市生活困窮者セーフティネット会議」と名付け、市域で実施する「全庁プロジェクト会議(EF)」、各区で実施する「定例生活困窮者会議(SO)」、個別支援に係る関係機関との打ち合わせや新たな行う発動業務を行う関係者などとの情報交換などをそれぞれ会議体として位置づけ、市・区・個別関係の協働で実施することとしました。

この「横浜市生活困窮者セーフティネット会議」の運用により、支援関係者の積極的な情報交換や連携を促していきます。

＜「横浜市生活困窮者セーフティネット会議」の種類＞

- 全庁プロジェクト会議(EF) → 関係機関間
- 定例生活困窮者会議(SO) → 関係機関間
- 個別支援に係る「打ち合わせ・情報共有会」(個別) → 関係機関間
- 市レベルセーフティネット会議
- 区レベルセーフティネット会議
- 個別支援セーフティネット会議

＜「横浜市生活困窮者セーフティネット会議」の構造イメージ＞

対象者の状態 → 生活困窮者(おそれのある方含む) → 相談 → 申請 → 支援 → 結果

生活困窮者自立支援法第9条に規定する「支援会議」

- 個別支援セーフティネット会議
- 区レベルセーフティネット会議
- 市レベルセーフティネット会議

関係機関間の情報共有・フィードバック

共同課題の抽出・個別事業の推進・施策実施への反映

横浜市健康福祉局生活支援課 (担当)

横浜市生活困窮者セーフティネット会議 実施の手引き

2019年9月 健康福祉局生活支援課

▲概要版

横浜市セーフティネット会議 実施の手引き

地域ネットワーク構築支援事業

健康福祉局「生活困窮者自立支援事業」の平成30年度予算における新たな取組（※「地域ネットワーク構築支援事業」）として、緑区・栄区でモデル実施。令和元年度からは全区で展開。

※平成30年度予算に向けた区提案反映制度での提案事業

【内容】

地域の中で、生活困窮者を早期に把握するためのネットワーク（「気づきのネットワーク」）づくりや自立した生活を支えるためのネットワーク（「支援のネットワーク」）づくりを地域ケアプラザをはじめとした身近な地域の関係機関等と協働して実施する事業です。

地域ネットワーク構築支援事業

横浜型「生活困窮者支援を通じた地域づくり」

フードパントリーの開催



栄区

鶴見区



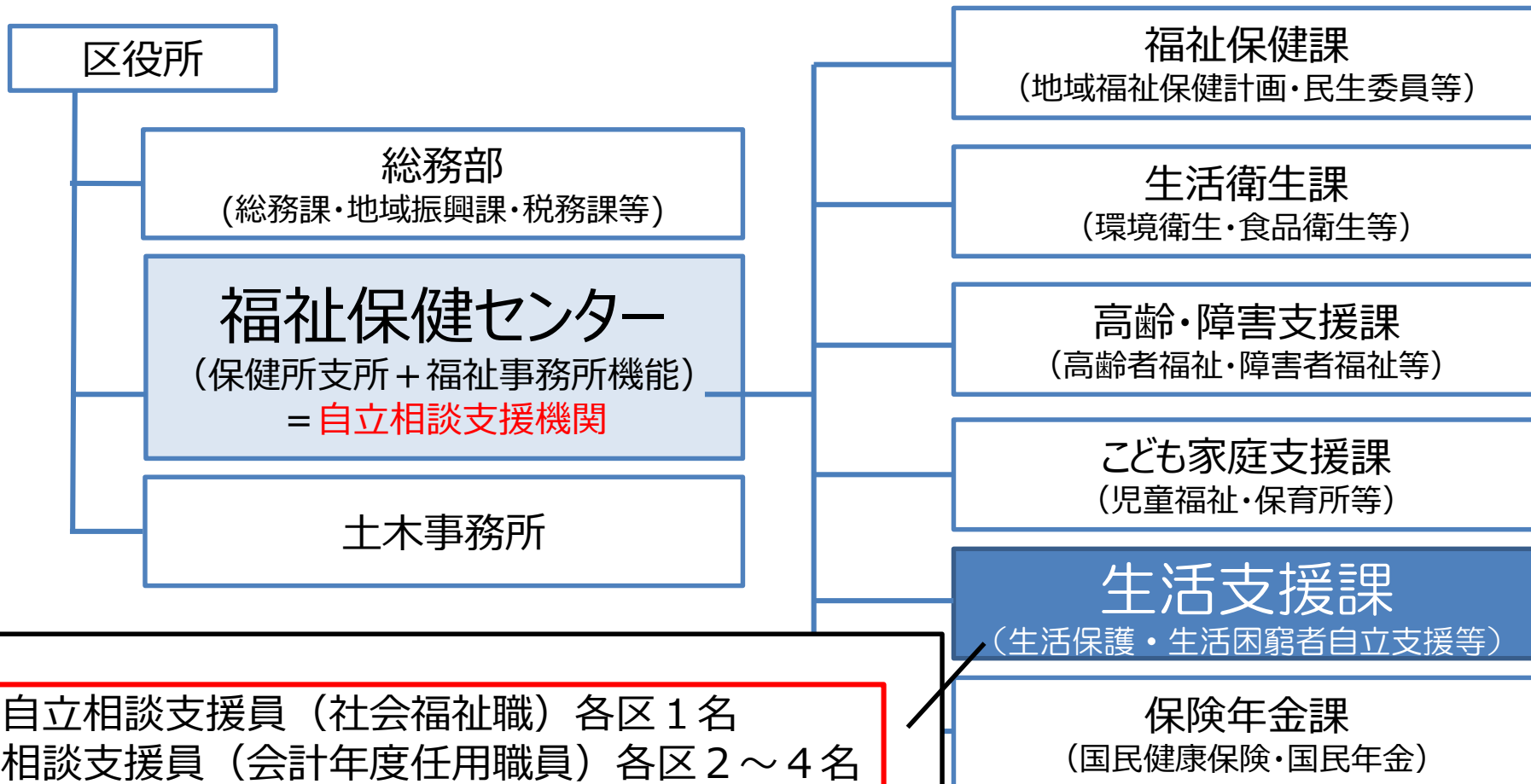
「ひきこもりサミット」と連携



瀬谷区

地域の支援団体と協力し、農業体験会を実施

各区との連携について



主任自立相談支援員 (社会福祉職) 各区 1 名
 自立相談支援員 (会計年度任用職員) 各区 2 ~ 4 名
 担当係長 (地区担当・面接業務兼) 各区 1 名
 兼務係長 (2 区兼務) 9 名

担当者会議について

- ・奇数月で実施し、年間6回程度開催（局主催）
情報共有や関係部署からの情報提供、課題検討PJ
- ・任意で行うブロック会議が年1回程度（区主体）
情報共有やエリア独自の課題共有、事例検討など

区内では、同じ業務をしている人がいないため、横のつながりを持つ機会が必要



担当者会議について

局にとっての担当者会議

- 市としての困窮担当の情報発信の場
- 各区の取組みや課題を把握する場
- 市としての課題改善に向けての意見収集や打ち合わせの場
- 支援員の育成(研修)の場

担当者会議について

区にとっての担当者会議

- ・区単位では収集できない情報を集められる
- ・区内に同じ業務を担当している職員がいないため、日ごろの業務上の悩みを相談できる
- ・局職員と顔の見える関係が作れるため、困った時に相談しやすい関係性が作れる。
- ・区の課題を市単位で共有、解決に向けて検討できる

各区で発生している課題

- 支援員のスーパーバイズ、住確、庁内外連携、ネットワーク構築支援事業、セーフティネット会議、統計業務etc・・・



→業務が多岐にわたり、煩雑にもかかわらず相談できる人がいない

→改善したい内容は、他の区でも同じ課題なのでは？

業務改善プロジェクトチームの立ち上げ

主任の仕事を整理して、業務を少しでも楽にしよう

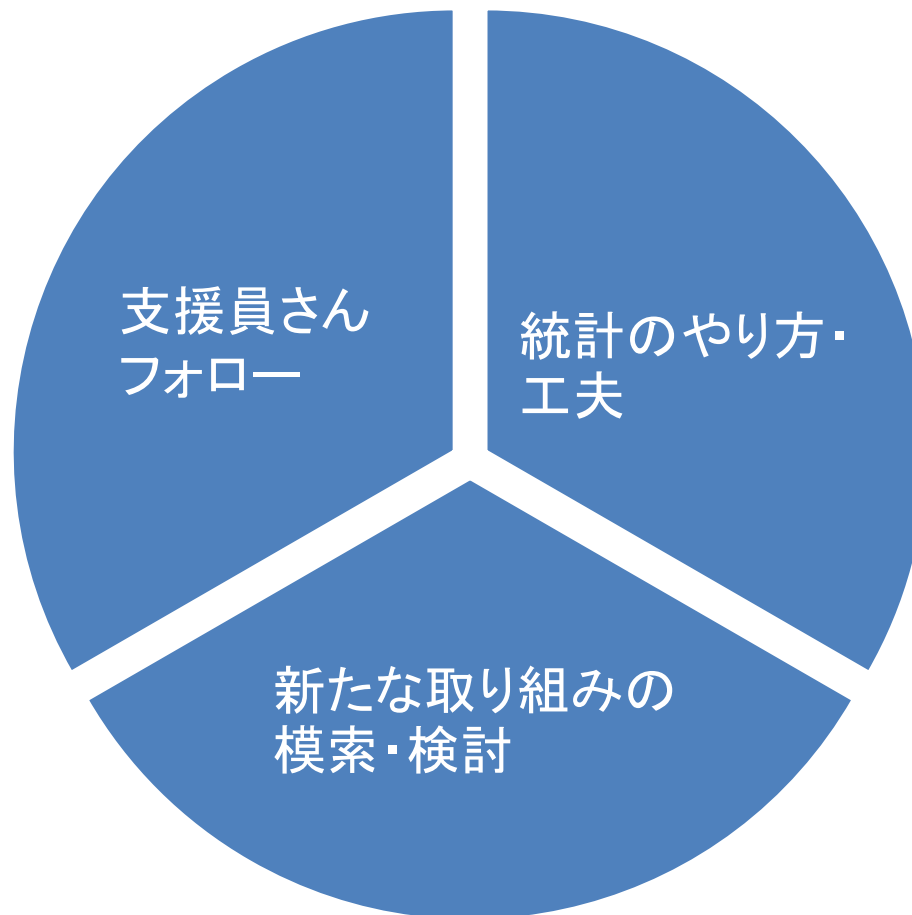
やりがいもあって魅力ある職場をアピールしよう

区ごとのばらつきを減らせられるよう工夫してみよう

職員同士が話し合いながら進めていける

3つのテーマ

- 鶴見
- 神奈川
- 西
- 中
- 磯子
- 栄



- 保土ヶ谷
- 旭
- 金沢
- 戸塚
- 泉
- 瀬谷

- 南・港南・港北・緑・青葉・都筑



相談して良かった！

○本資料では、以下の機関作成の資料を一部転載しています。
厚生労働省社会・援護局 地域福祉課